

(参考資料)

プラスチックごみをめぐる国内外の動向

プラスチックごみをめぐる国内外の主なトピックを、以下の年表に整理しました。

年	国内外の動向	備考： 調布市のトピック
2000～ 2010年代	<p>国 容器包装リサイクル法 完全施行（2000）</p> <p>国際 パリ条約発効 （2016） p.6</p> <p>国際 大阪ブルー・オー シャン・ビジョン （2019） p.5</p> <p>国 プラスチック資源 循環戦略（2019） p.7</p> <p>都 ゼロエミッション 東京戦略（2019） p.9</p>	<p>容器包装プラスチッ ク分別収集開始 （2016）</p>
2020年代	<p>国際 バーゼル条約改正 （2021） p.5</p> <p>国際 プラスチック汚染防止 条約 INC 設置 （2022～） p.5</p> <p>国際 EU : ELV 規制案 （2023～） p.6</p> <p>国 プラスチック資源 循環促進法（2022）</p> <p>国 第五次循環型社会形成 推進基本計画（2024） p.7</p> <p>都 ゼロエミッション 東京戦略 Beyond カーボンハーフ （2025） p.9</p> <p>国 資源有効利用促進法 改正（2025） p.8</p>	<p>調布市ゼロカーボン シティ宣言 （2021）</p> <p>調布市一般廃棄物 処理基本計画 （第3次）策定 （2023.3）</p> <p>ふじみ衛生組合 リサイクルセンター 建替工事 2024～2027 （予定）</p>

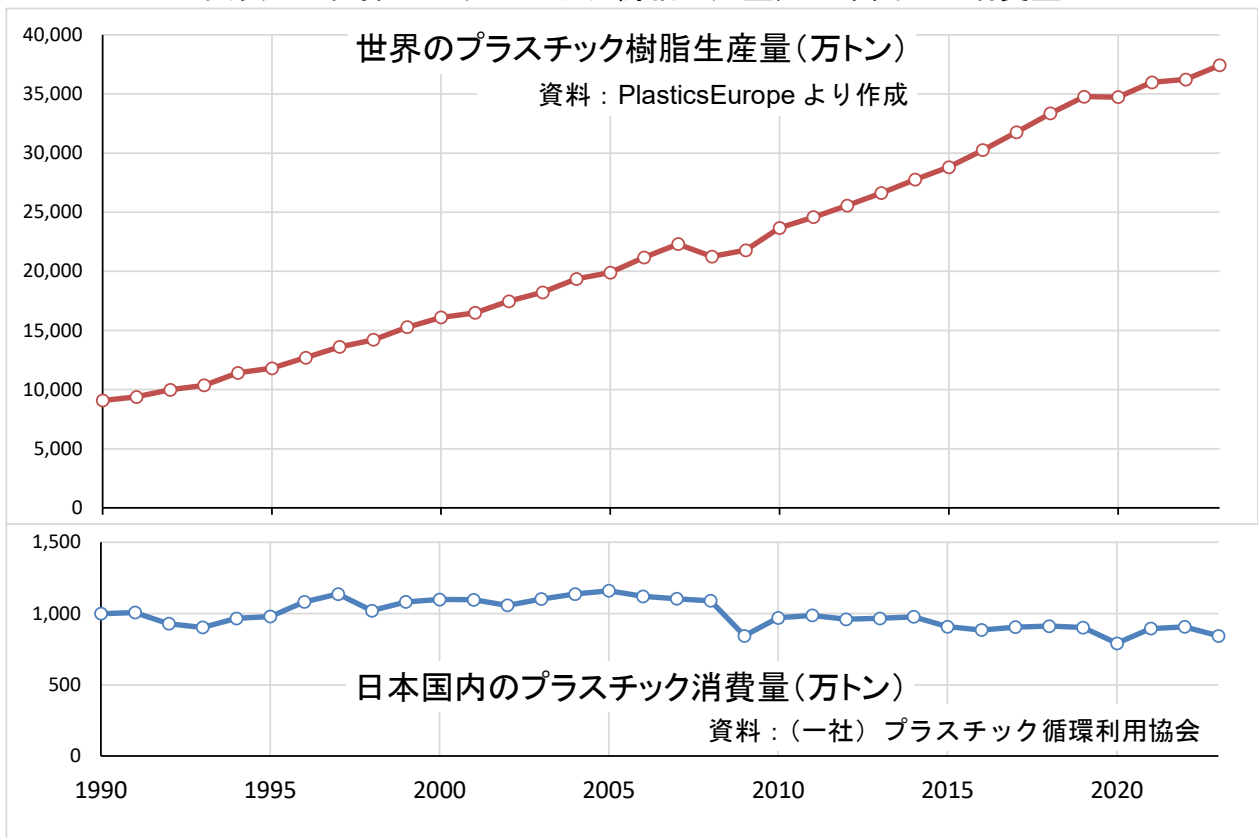
(参考資料)

1. プラスチックの生産から廃棄までの流れ

(1) プラスチックの生産・消費量

- プラスチックは主に石油から作られる有機性高分子で 100 種類を超える樹脂素材があります（次ページ図表 2 参照）。
- 下の図表 1 に見るように、日本国内のプラスチック消費量は 1,000 万トン弱でほとんど横ばいとなっていますが、世界的な生産量は伸び続けています。

図表 1 世界のプラスチック樹脂生産量，日本国内の消費量

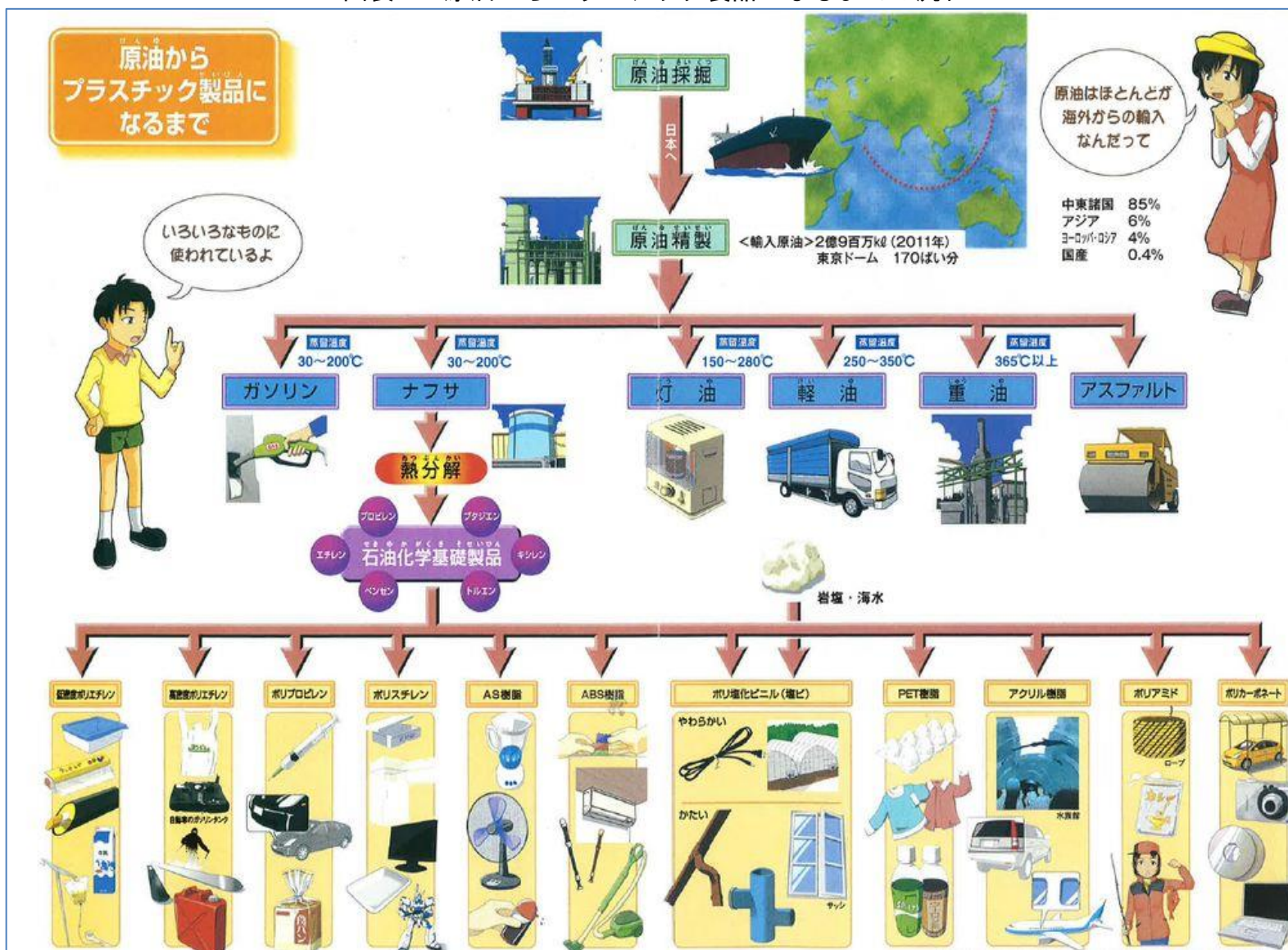


(2) プラスチックごみの処理・リサイクル

- 一般社団法人プラスチック循環利用協会の推定では、2023 年のプラスチックごみの総排出量は 769 万トン（内、一般廃棄物は 387 万トン）です。（図表 3）
- その内、材料としてリサイクル（マテリアルリサイクル）されるのは 171 万トン（22%）、化学原料としてリサイクル（ケミカルリサイクル）されるのは 26 万トン（3%）となっています。
- 残りは、主に焼却されて熱回収（サーマルリサイクル）されるものが合計で 491 万トン（64%）、単純焼却や埋め立て処分されるものが 81 万トン（11%）となっています。

(参考資料)

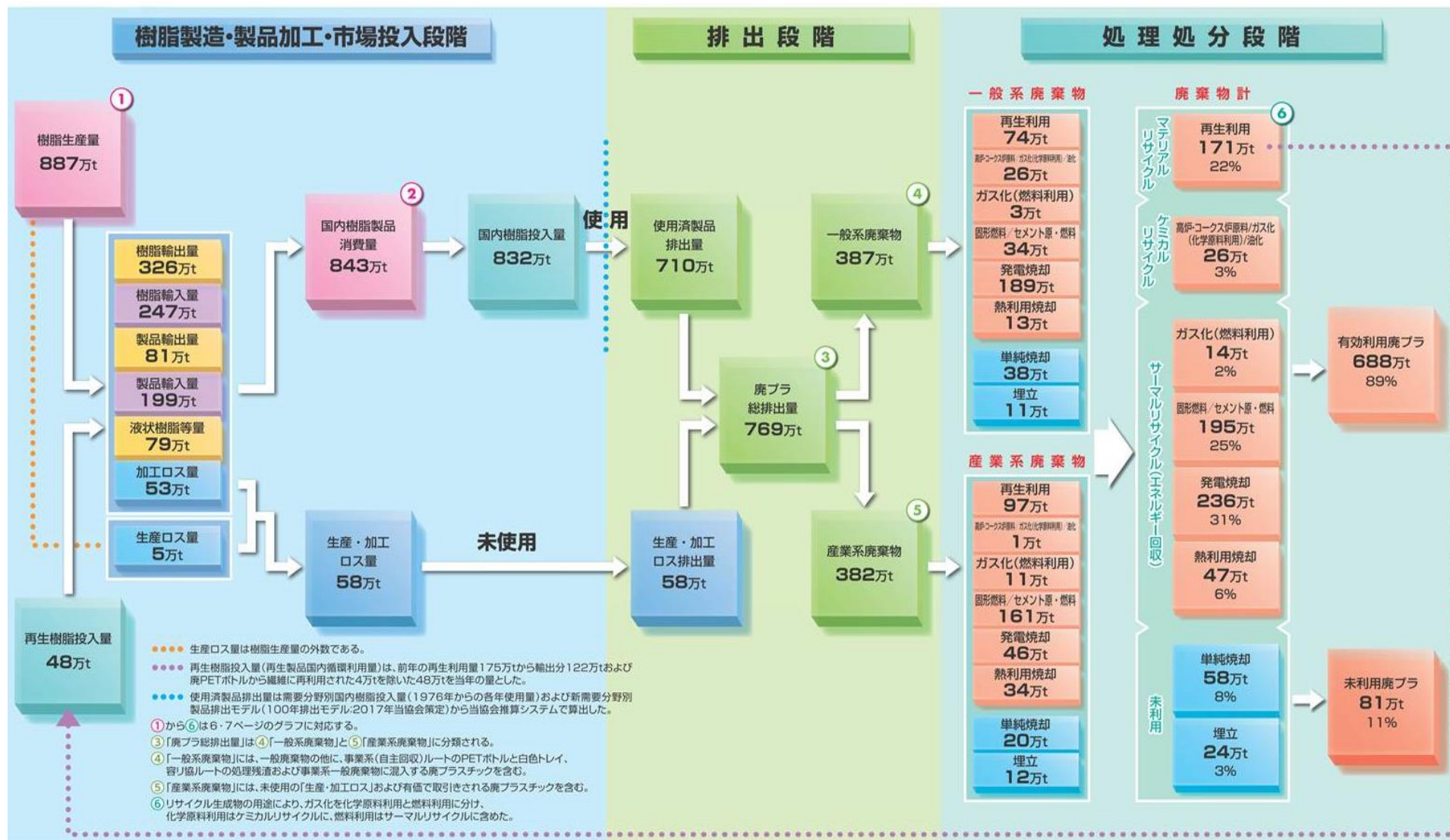
図表 2 原油からプラスチック製品になるまでの流れ



資料：プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ホームページ

(参考資料)

図表3 プラスチックのマテリアルフロー (2023年)



※四捨五入による数値の不一致は一部存在する。

資料：一般社団法人プラスチック循環利用協会

(参考資料)

2. 国際的な動向

(1) 海洋プラスチックごみ問題

プラスチック汚染条約を目指し各国が交渉中

- 21 世紀に入る前後から指摘され始めた海洋プラスチックごみ問題は、2010 年代に入り国際的に共有されはじめ、G7 などの国際会議で主要議題となり始めました。
- 令和元（2019）年6月のG20 大坂サミットでは、「2050 年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロにする」ことなどを盛り込んだ、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が日本の提唱により発表されました。
- 日本の産業界もこれに呼応し、同年 CLOMA（クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス）を設立し、2050 年までのプラスチック製品 100%リサイクルを実現、海洋プラスチックごみゼロを目指すモデル構築を掲げました。
- また、令和 4（2022）年より、国連環境計画の総会決議に基づき政府間交渉委員会（INC）が設置され、「プラスチック汚染防止条約」が国際的に議論されていますが、合意には至っていません。



資料 WWF ジャパンホームページ

(2) プラスチックごみの輸出入による環境汚染の防止

バーゼル条約にプラスチックごみを規制対象として追加

- 平成 25（2017）年、中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施し、日本の廃プラリサイクルに大きな影響を与えました。
- さらに、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増え、これらのプラスチックが、輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしました。その結果、東南アジア諸国においても輸入規制が実施されました。
- この問題の解決のため、バーゼル条約第 14 回締結国際会議で、プラスチックごみを新たに条約の規制対象に追加する改正付属書を決議、令和 3



途上国における廃プラの不適正処理（資料 環境省）

(参考資料)

(2021)年1月より発効され、日本を含む国際的なプラスチックの輸出入の規制が強化されました。

(3) プラスチックごみの高度利用（循環経済化）に関する動向

EUで自動車、容器包装、家電などのリサイクル目標やプラスチック再生材の利用目標などが提案・設定

- EUでは、2023年7月の自動車に関する規則案（ELV規則案）で再生プラスチック最低含有率の義務化等を盛り込みました。自動車産業がこれに対応するには、自動車産業以外の分野（例えば飲料容器やカーペットなど）からも再生プラスチックを調達しなければならず、自動車産業以外にも大きな影響を及ぼしています。
- その他、容器包装プラスチックや家電、繊維、建設・建物の分野でも再生プラスチックの使用の義務化が設定されたり、提唱されたりしています。
- これらの規制強化は、自動車や家電をはじめとする日本の企業も対応を迫られています。

(4) 気候変動問題とプラスチックごみ問題

国際的な枠組みの中で各国や自治体を実施する行動計画の一環として、プラスチックごみの削減、焼却処理量の削減

- 平成28（2016）年に発効した「パリ協定」では、長期的な目標として「世界の気温上昇を1.5℃に抑えること」や「今世紀後半の実質ゼロ排出（ネットゼロ）」を掲げ、全締結国が自主的に温室効果ガスの排出削減目標を定め、5年ごとに更新・評価するしくみを導入しました。
- これを受け、日本政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を表明し、令和7（2025）年2月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」では、
 - ・2030年度：46%削減（2013年度比）
 - ・2035年度：60%削減（同）
 - ・2040年度：73%削減（同）といった目標を掲げています。
- 前述のプラスチックの適正処理や高度利用に関する各国の動きについても、気候変動防止を一つの狙いとして取り組まれていますものがあります。
- 調布市をはじめとする各自治体（都道府県、市区町村）も「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地球温暖化対策実行計画」を策定することが求められており、その中では廃棄物処理部門におけるプラスチック焼却量の削減が重要なテーマとなっています。

(参考資料)

2.2 国の計画, 戦略等

(1) 「プラスチック資源循環戦略」(令和元(2019)年5月)

G20大阪サミットを前に、プラスチック資源の循環促進に関する戦略を公表

- プラスチック資源の循環を促進し、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題に対応するため、国は令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。
- 戦略では、「3R+Renewable(代替素材)」を基本原則として、プラスチックごみの発生抑制、資源化の推進、海ごみ対策の推進などをうたっています。
- また、6つのマイルストーン(中間目標点)を設定し、これらの達成に向けた取組を展開することとしています。

図表4 プラスチック資源循環戦略の概要

基本原則:「3R+Renewable(代替素材)」	
重点戦略	マイルストーン(中間目標点)
<ul style="list-style-type: none">● レジ袋などワンウェイプラスチックの使用削減● プラスチックの分別収集の推進● 再生材、バイオプラの需要喚起● ポイ捨て撲滅、海洋ごみ実態把握など海洋プラスチック対策● 途上国における対策支援● 資源循環関連産業の振興● プラスチック代替製品、リサイクル技術などの技術開発など	<ul style="list-style-type: none">① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用⑤ 2030年までに再生利用を倍増⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

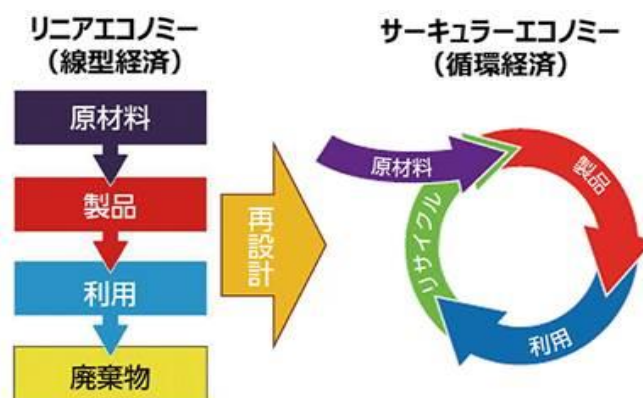
(2) 第五次循環型社会形成推進基本計画の策定(令和6(2024)年8月)

- 「循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定する計画です。計画は概ね5年ごとに見直されており、第五次となる基本計画は令和6(2024)年8月に閣議決定されました。
- 第五次計画では、循環型社会の形成に向け、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会様式につながる一方通行型の線形経済(リニアエコノミー)から、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を大きく打ち出しています。

(参考資料)

- プラスチックに関しては、
 - ・ プラスチック資源循環促進法に基づく取組を推進し、その結果を令和 9～10 年度に評価、検証すること
 - ・ 自動車などの分野で再生プラスチックの使用を促進することなどが盛り込まれています。

図表 5 循環経済（サーキュラーエコノミー）の概念図



資料：環境省

(3) サーキュラーエコノミー・パートナーシップ政策（CPs）の推進など

より高度なプラスチックリサイクルのための取組

- プラスチックは、ポリエチレン、ポリスチレン、塩化ビニルなど多種多様な素材があり、再生プラスチックをさらに有効に活用するには、可能な限り素材ごとにリサイクルする必要があります。
- より高度なプラスチックのリサイクルを進めるため、国では「サーキュラーエコノミー・パートナーシップ」政策（CPs）の中で、欧州で進められているような大規模高度選別施設（ソーティングセンター）で市区町村が集めたプラスチックを高度選別するための技術開発と企業連携を進めています。ただし、現時点では実証試験段階にとどまっています。

【関連動向：資源有効利用促進法の改正（令和 7 年 5 月）】

- 令和 7（2025）年 5 月、資源有効利用促進法が改正され「脱炭素」の観点が増え盛り込まれました。「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」が新設され、脱炭素化に貢献する再生資源の利用を促進すべき製品が、今後の政令で具体的に指定される予定です。
現在、国の審議会では自動車や家電での再生プラスチックの利用率設定が議論されています。

2.3 東京都の動向

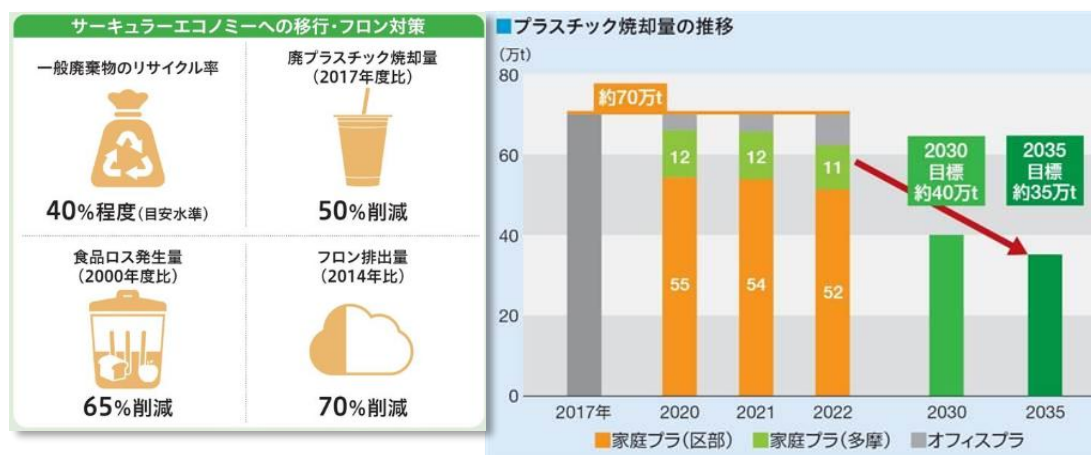
(1) 「ゼロエミッション東京戦略」の策定

「2050年CO₂排出実質ゼロ」政策の一環として、プラスチックごみの削減目標を設定

- 東京都は、令和元（2019）年12月に、「2050年CO₂排出実質ゼロ」を目指すための「ゼロエミッション東京戦略」を公表しました。
- リサイクル分野における2030年の目標としては、以下を掲げています。
 - ・一般廃棄物のリサイクル率：37%
 - ・プラスチックごみの焼却量：40%削減
 - ・食品ロス発生量（2000年度比）：半減
- さらに都は、令和7（2025）年3月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、2035年に向けた新たな目標を設定しました。
- プラスチックに関しては、平成17（2005）年度と比較して、プラスチックごみ焼却量を2035年に50%削減することを目標としています。



図表6 都のプラスチック関連の2035年目標（抜粋）



- 具体的な対策としては、「プラスチック削減プログラム」の中で、市区町村におけるプラスチック分別収集の拡大促進、事業系プラスチックのリサイクルの促進、ペットボトルのボトル to ボトルの推進などを進めるものとしています。
- また、官民連携の実証事業として、プラスチックリサイクル事業者や都下市区町村と協力して「衣装ケース（粗大ごみ）のリサイクル」にも取り組んでいます。